（別添１）

自然公園法第43条に基づく風景地保護協定の締結届出書

　　年　　月　　日

環境大臣　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　風景地保護協定管理者公園管理団体○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表　　　　　　　　　　○○○○

　下記の土地が、「国立公園における風景地保護協定取扱指針」別紙１に該当する風景地保護協定区域内の土地として貸し付けられていることを証明願います。

記

名称：○○風景地保護協定　所在：

根拠法令：

風景地保護協定書（別添）

　上記の風景地保護協定については、公益上特別の必要その他正当な事由があると認められる場合を除き廃止しません。

風景地保護協定区域内の土地である旨の証明書

　上記の土地が、「国立公園における風景地保護協定取扱指針」別紙１に該当する風景地保護協定区域内の土地として貸し付けられている土地であることを証明します。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　環境大臣

（別添２）協定例

風景地保護協定書の例（無償の賃借契約を含む場合）

　土地所有者○○（以下「甲」という。）、土地賃借権者△△（以下「乙」という。）及び公園管理団体××（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

　（信義誠実の義務）

第１条　甲、乙及び丙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

　（協定の目的となる土地及び使用目的）

第２条　甲は、その所有する土地（以下「当該土地」という。）を丙に無償で貸与するものとし、乙は本協定に基づく丙による当該土地の使用を受忍するものとする。

(1)所在地

(2)地目

(3)土地の範囲（別図参照）

２ 丙は、当該土地を自然公園法（昭和32年法律161号）第43条に基づく風景地保護協定の目的となる土地として使用するものとする。

　（協定の有効期間）

第３条　当該協定の有効期間は、○年○月○日から○年○月○日までの20年間とする。ただし、当該期間の満了の○ヶ月前までに甲及び乙から丙に協定の更新をしない旨の申出をしなかった場合には、引き続き同一条件で更新されるものとする。

　（更新拒絶の要件）

第４条　前条の申出は、甲又は乙が土地の使用を必要とする事情その他正当な事由があると認められる場合でなければ、することができない。

　（施設整備）

第５条　当該土地において、別図で示す部分に、管理用通路、さくを設けるものとする。

　（自然の風景地の管理）

第６条　本協定の有効期間中、当該土地に係る自然の風景地を良好な状態に保全するため、丙は以下の業務を行うものとする。

一　当該土地内に存する枯損した木竹の伐採、倒木の除去、樹木の整枝、刈り払い、病害虫の防除その他荒廃した自然の風景地を良好な状態に回復させ、維持するために必要なこと

二　当該土地内に整備した施設の維持、修繕に関すること

三　当該土地内の堆積物の除去、清掃その他当該土地の清潔の保持に関すること

四　本条に定める業務の遂行に支障のない範囲で、甲及び乙の承諾を得て、当該土地の一部を一般の利用のために公開すること

　（土地使用上の制限）

第７条　丙は、第５条に掲げる当該土地内の施設整備若しくは前条各号に掲げる業務の必要上行う最少限度の土地の形質の変更のほか、甲及び乙の承諾なしに当該土地の形質の変更を行うことはできない。

　（禁止行為）

第８条　甲及び乙は、本協定の有効期間中は、丙の承諾がなければ次に掲げる行為であって自然の風景地の保護上支障があるものをしてはならない。

一　当該土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること

二　当該土地に新たに工作物等を設置すること

三　当該土地の形質の変更を行うこと

四　当該土地において木竹の伐採を行うこと

五　当該土地に物件の堆積を行うこと

　（契約に違反した場合の措置）

第９条　甲、乙、丙いずれかが本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定め本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

２　前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状態が継続しているときは、本協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に対する申し入れにより本協定を解除することができる。

３　前項に掲げる措置に要した費用は、本協定に違反した者が負担するものとする。

　（当該土地の返還）

第10条　甲及び乙は、本協定の有効期間中において正当な事由がない限り、それぞれ丙に当該土地の返還を求め、又は本協定に抵触する使用権の行使を求めることができないものとする。

２　丙は、本協定の期間が満了し協定の更新がされなかったとき又は本協定の解除が行われたときは、すみやかに当該土地を甲に返還しなければならない。

　（協議）

第11条　本協定について疑義が生じたとき、又は本協定に定めがない事項について約定する必要が生じたときは、甲、乙、丙協議のうえ定めることとする。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丙　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

（別添３）

風景地保護協定区域内の土地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明願

　　年　　月　　日

環境大臣　　　　　　　　　　　　　殿

公園管理団体○○○○代表○○○○　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

以下の土地が、「国立公園における風景地保護協定取扱指針」別紙１に該当する風景地保護協定区域内の土地として貸し付けられている土地であることを証明願います。

記

土地の明細

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番　　号 | 所　　在 | 地　　番 | 地　　目 | 地　　積 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

風景地保護協定区域内の土地として貸し付けられている土地に該当する旨の証明書

　上記の土地については、「国立公園における風景地保護協定取扱指針」別紙１に該当する風景地保護協定区域内の土地として貸し付けられている土地であることを証明します。

　　　　　　　年　　月　　日

環境大臣

公園管理団体○○○○　代表○○○○

（別添４）

風景地保護協定区域内の風景地として引き続き管理する旨の届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

環境大臣 　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○風景地保護協定管理者公園管理団体○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表　　　　　　　　　○○○○

　公園管理団体○○○○は、下記の風景地保護協定区域内の自然の風景地を引き続き管理し、公益上特別の必要その他正当な事由があると認められる場合を除き下記の風景地保護協定を廃止しません。

　下記の土地が　　年　　月　　日付けの協定に係る風景地保護協定区域内の土地である旨の証明に変更がない旨証明願います。

記

協定の名称　○○風景地保護協定

土地の所在

風景地保護協定区域内の土地である旨の証明に変更がない旨の証明書

　上記の土地については、　　年　　月　　日付けの風景地保護協定区域内の土地である旨の証明に変更がない旨証明します。

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　環境大臣